京丹後市認知症とともに生きるまちづくり条例の概要

１　条例の背景

◎急速な高齢化に伴う認知症の人の増加

■　全国の認知症の人の数は、団塊の世代すべてが後期高齢者となる令和７年（2025 年）には 730 万人に達し、高齢者の５人に１人を超えると推計されていることから、誰もがなり得る身近な病気となっています。

◎認知症施策の動向

■　国においては、令和元年６月に、「認知症施策推進大綱」の中で、認知症の「共生と予防」を両輪として、今後の施策推進の方向性が示されました。

※**「共生」**とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味です。
※**「予防」**とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

■　京都府においても、独自に「京都式オレンジプラン」「新・京都式オレンジプラン」が策定され、「認知症にやさしい異業種連携協議会」が設立されるなど、本人の視点に立った先進的な取り組みの充実が図られてきています。

■　京丹後市では、これまでから認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発をはじめ、様々な認知症施策を進めています。

２　条例制定の目的

◎認知症とともに生きるまちづくりの推進

■　認知症の人を含むすべての人が、地域の一員として安心していきいきと暮らすことのできるまちづくりを進めていくためには、誰もが認知症を「自分ごと」として受け止め、市、市民、事業者、地域組織、関係機関が相互に連携しながら、主体となって取り組んでいくことが大切です。

■　本市においても、今後更なる高齢化の進展が見込まれる中、認知症の有無にかかわらず、誰ひとり置き去りにされることなく、安心していきいきと暮らすことができる地域共生社会の実現を図っていくため、この条例を制定するものです。

3　条例名

京丹後市認知症とともに生きるまちづくり条例

※「ともに生きる」とは、以下のことを意味するものです。
・認知症があってもなくても、住み慣れた地域でともに支え合いながら、安心して生きること

4　基本理念

■　認知症とともに生きるまちづくりは、次の基本的な考え方に基づいて推進していきます。

1　認知症の予防を含めた認知症に関する正しい知識及び理解に基づき、認知症の人とその家族の視点に立った地域づくりを目指すこと。
2　認知症の人がその意思により、その有する力を最大限に活かしながら、社会参加できる地域づくりを目指すこと。
3　認知症は誰もがなり得る身近な病気であるという認識の下、市、市民、事業者、地域組織及び関係機関はそれぞれの責務又は役割を認識し、相互に連携して、認知症の有無にかかわらず、すべての市民が安心していきいきと暮らし続けることができる地域づくりを目指すこと。

※認知症は、誰もがなり得ることから、すべての市民が認知症に関する正しい知識と理解を持ち、認知症の人とその家族の視点に立つことが大切です。

5　市の責務と各主体のそれぞれの役割

◎市の責務

■市民、事業者、地域組織、関係機関と連携・協力により、認知症に関する施策を総合的に推進
■認知症の人及びその家族の意見を踏まえ、必要な施策を実施
■認知症に関する施策を推進するために必要な財政上の措置

◎各主体の役割

■市民、事業者、地域組織、関係機関は、認知症に関する正しい知識を習得し、理解を深め、市やそれぞれの主体が実施する認知症施策又は取組に協力するよう努めます。

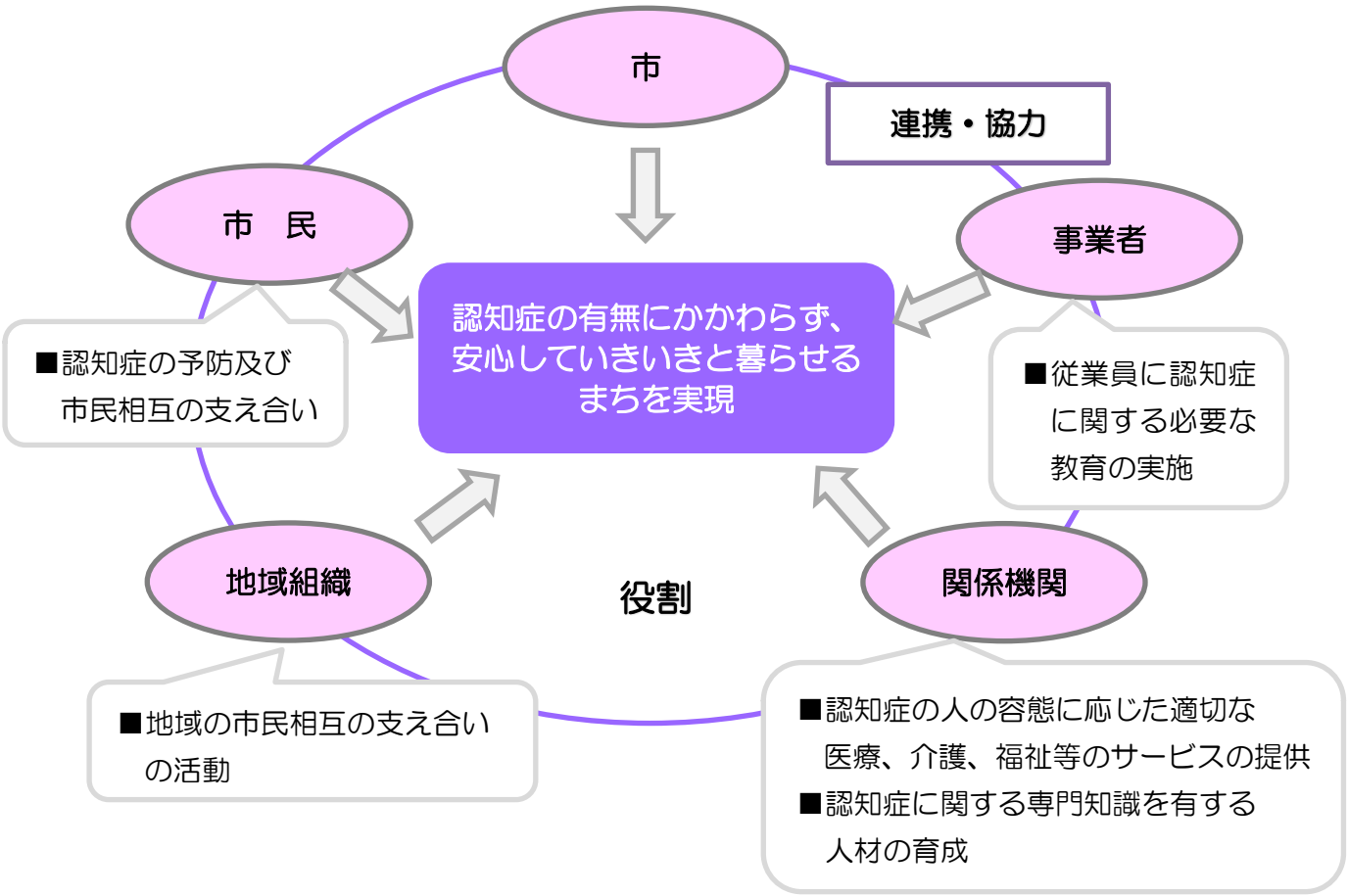

6　基本施策

市は、次の認知症施策を柱として取り組みます。

1　正しい知識の普及・・・認知症サポーターの養成・研修会の開催、広報媒体の活用等
2　認知症の予防等・・・予防に資する活動促進のための環境づくり、情報発信、啓発活動、それぞれの主体が実施する認知症の予防を目的とした活動に対する支援
3　認知症の人及びその家族への支援・・・安心して相談できる体制づくり・社会参加できる環境づくり、関係機関等の連携及び協力の体制づくり、権利擁護の取組